

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当たる翌日が休日には、その日を除く）

平成十年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指定年月日
社会福祉法人福生会	東伯郡三朝町大字横手 三九六	訪問看護ステーションみささ	東伯郡三朝町大字横手三九六	平成十年三月二十四日

◇告 示 指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）

保健医療機関等の指定（保健課）

家畜のブルセラ病検査等の実施（畜産課）

国土調査の成果の認証（農村整備課）

公共測量の終了（管理課）

都市計画の変更（都市計画課）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）

建築士法第十五条第三号に規定する者の認定基準（建築課）

一般競争入札による落札者及び随意契約の相手方の決定（会計課）

平成十年四月三日

鳥取県告示第二百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の三第一項の規定に基づき、保健医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保健医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保健医療機関の承認並びに保健医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおば歯科医院	米子市福市二一七〇一三	平成十年三月十六日
岡本歯科医院皆生診療所	米子市皆生温泉一丁目一一一三二	平成十年三月十九日
三代歯科医院	倉吉市上井町一丁目八一二	平成十年三月二十三日
もり歯科医院	鳥取市南吉方三丁目四八六	平成十年三月二十四日
三好内科	米子市道笑町一丁目一〇一	平成十年三月三十日
わらべ薬局	鳥取市湖山町東三丁目六七	平成十年三月十六日
さくら薬局卯垣店	鳥取市卯垣四丁目二〇一一	平成十年三月十六日
五千石調剤薬局	米子市八幡七〇三一	平成十年四月一日
みどり薬局	米子市西三柳三一八八一五	
小林薬局ロータリー店	倉吉市昭和町一丁目二一一一	

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第二百六十五号

ブルセラ病検査、結核病検査、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐蛆^{モモヅ}病検査及び鶏マイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対しても該検査を受けることを命ずる。

平成十年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

家畜のブルセラ病、結核病、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、腐蛆^{モモヅ}病及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

二 実施する区域

県下全域

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査

(一) 捣乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの（鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、船岡町、河原町、青谷町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町又は溝口町の区域内において飼育しているものに限る。）

(二) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの

(三) 捣乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（倉吉市、福部村、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、鹿野町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤崎町、名和町、中山町、日南町、日

4 ニューカッスル病検査

鶏

みづばち

7 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

6 腐蛆^{モモヅ}病検査

5 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 馬

3 馬伝染性貧血検査

2 結核病検査

1 ブルセラ病検査

5 実施の期日

平成十年四月十三日から平成十一年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

3 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

4 ニューカッスル病検査

野町又は江府町の区域内において飼育しているものに限る。)

(四) (一)から(三)までに掲げる牛以外の牛で平成十年四月十三日以後に放牧しようとするもの

2 結核病検査

(一) 1に掲げる牛

(二) 平成十年四月十三日以後に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

調査を行つた者 の名称	米子市	大山町	大山町	米子市	調査を行つた時 期	調査を行つた
成果の名称	米子市（富益町 の一部）の地籍 図及び地籍簿	大山町（平田、 上萬、稻光、末 吉、妻木及び唐 王の各一部）の地 籍図及び地籍簿	平成七年度か ら平成九年度 まで	平成六年度か ら平成九年度 まで	成果の名称	
米子市富益町 の一部	西伯郡大山町	平田、上萬、稻光、 末吉、妻木及び唐 王の各一部	西伯郡大山町	米子市	地域	調査を行つた
平成十年四 月二日	平田、上萬、稻光、 末吉、妻木及び唐 王の各一部	ク	平田、上萬、稻光、 末吉、妻木及び唐 王の各一部	平成十年四 月二日	認証年月日	認証年月日

鳥取県告示第二百六十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

鶏マイコプラズマ病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査
臨床検査及び急速凝集反応

平成十年四月二日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県告示第二百六十八号

鳥取県告示第二百六十八号

一 作業種類 公共測量（郡家町空中写真修正測量）
二 作業地域 八頭郡郡家町の全域（八頭中央都市計画区域を除く。）
三 終了年月日 平成十年三月二十五日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市
計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告
示する。

示する。
当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二三〇）において公衆の縦覧に供する。

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県告示第二百六十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成10年4月3日 金曜日

- 二 都市計画を変更する土地の区域
削除する部分

倉吉市明治町、研屋町、新町一丁目、東仲町、魚町、葵町及び仲ノ町

鳥取県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画土地区画整理事業 弥生土地区画整理事業

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目一三二〇

三 别表第一第一欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表第二欄に掲げる訓練科の課程で修業年限が同表第三欄に掲げる年数以上のものを終了した後、それぞれの区分に応じ、建築に関する者

二 別表第一第一欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表第二欄に掲げる訓練科の課程で修業年限が同表第三欄に掲げる年数以上のものを終了した後、それぞれの区分に応じ、建築に関する者

一 別表第一上欄に掲げる学校において、同表中欄に掲げる学科の課程を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、建築に関して同表下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

三 别表第三第一欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専修学校又は各種学校において、同表第二欄に掲げる学科の課程で修業年限が同表第三欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、建築に関する者

四 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校において、長期指導員訓練課程又は専門課程の建築科の課程若しくは建築工学科の課程を修めて卒業した者

五 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校において、専門課程の建築科の課程を修めて卒業した者

六 防衛府設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校において土木工学科教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

七 その他知事が建築士法第十五条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有する者と認める者

の認定基準について）は、廃止する。

別表第一

経営工学（建築専攻）、建築設備工学、構造工学、住居学、環境工学、環境設計
学、建設工学

○ 年

平成十年四月三日

別表第三

(注一) 次の要件に適合するものに限る。

専門時間のみの授業時間数

千八百時間（一時間は四十五分以上とする。）又は四十八単位（一単位は三十七週を標準とする。）以上

実習実験	専任教官の資格	専任教官の数	建築材料実験又は測量実習を必修とすること。
実験設備	次のいずれかに該当すること。 1 校教育法による大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した後、教育等に関する五年以上の実務の経験を有する者 2 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による工業専門学校を卒業した後、教育等に関する五年以上の実務の経験を有する者	五名以上	専用の材料（コンクリート及び鉄材）並びに実験装置を有すること。
専任教官の数	（注二）次の要件に適合するものに限る。	専任教官の数	専任教官の資格
専任教官の資格	専門時間のみの授業 時間 数	必修科目 時間 数	専門時間のみの授業 時間 数
専任教官の数	三名以上	千四百時間（一時間は四十五分以上とする。又は三十八単位（一単位は三十七週）を標準とする。）以上	必修科目 時間 数
専任教官の資格	三次のいずれかに該当すること。 1 学校教育法による大学又は旧大学令による大学を卒業した後、教育等に関する二年以上の実務の経験を有する者 2 旧専門学校令による工業専門学校を卒業した後、教育等に関する二年以上の実務の経験を有する者 3 一級建築士で教育等に関する二年以上の実務の経験を有する者	建築実験又は測量実習を必修とすること 建築材料実験又は測量実習を必修とすること	実習実験設備

(注三) 次の要件に適合するものに限る。

